

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案について（概要）

厚生労働省保険局保険課

1. 改正の趣旨

- 医療保険制度においては、被保険者（療養病床に入院する 65 歳以上の者（以下「特定長期入院被保険者」という。）を除く。）が保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額」という。）を定め、その差額を入院時食事療養費として、保険給付している。また、特定長期入院被保険者については、必要となる食費及び光熱水費について、1 食当たりの総額及び 1 日当たりの光熱水費の総額並びに被保険者等が負担する食費に係る額及び被保険者等が負担する光熱水費に係る額（以下「生活療養標準負担額」という。）を定め、その差額を入院時生活療養費として、保険給付している。
- 食事療養標準負担額については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるとされている。また、生活療養標準負担額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 2 項に規定する特定入所介護サービス費における、食費及び居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるとされている。それぞれの具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。
- 今般、食材費等の上昇が続いていること、また光熱・水道費が増加していること及び介護保険制度では、令和 6 年度介護報酬改定において、家計における光熱・水道支出を勘案し、多床室の居住費の基準費用額を引き上げたことを踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について、それぞれ所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、1 食につき 40 円引き上げる。ただし、
 - ・ 住民税非課税世帯に属する 70 歳以上の者であって、前年の公的年金収入が約 80 万円以下等であるものについては、1 食につき 20 円引き上げる
 - ・ その他の住民税非課税世帯に属する者については、1 食につき 30 円引き上げること

とする。

また、小児慢性特定疾病児童等及び指定難病の患者について、1食につき30円引き上げる。

- 生活療養標準負担額のうち光熱水費に係るものについて、1日あたり60円引き上げる。ただし、指定難病の患者その他の厚生労働省令で定める者については、据え置くこととする。

3. 根拠条文

- 健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項及び第85条の2第2項
- 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第52条第2項及び第52条の2第2項
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第74条第2項及び第75条第2項

4. 適用期日等

- 告示日：令和8年3月上旬（予定）
- 適用期日：令和8年6月1日